以下を無線通信局長に指示する。

本決議を実行すること及び適切な措置を執ること。

決議第749（WRC-15、改）の第１附属書　第5.312号に掲げる国々の航空無線航行業務に関して影響を受ける可能性のある主管庁を識別するための基準

第9.21号に基づいて合意を求めるための手続を適用する場合に、第5.316B号に規定されるように、第5.312号に定める国々で運用する航空無線航行業務に関して、移動業務により影響される可能性のある主管庁を識別するために、以下に示す（移動業務の基地局と、影響される可能性のある航空無線航行業務局との間の）調整距離が使用されるべきである。第5.316B号の適用に当たっては、通告主管庁は、BRに送付する通告に二国間合意が既になされている主管庁の一覧を示すことができる。BRは、第9.21号に基づく調整が要求される主管庁を決定する際にこれを考慮する。

1　移動業務が、791-821MHzの周波数帯でのみ基地局が送信し、832-862MHzの周波数帯でのみ受信する場合の周波数配置に基づいて運用される場合

ARNS局	システム型式	MS受信基地局の調整距離（km）	MS送信基地局の調整距離（km）
RSBN（地上受信機）	AA8	-	70/125/175**
RLS2（タイプ２）（航空機受信機）	BC	70/150*	-
RLS2（タイプ１）（地上受信機）	AB	70/125/175**	-

* 最初の値は、通告基地局と同時運用する全てのユーザ機器の総合e.i.r.p.値が1MHz当たり21dBmを超えないことが想定される旨を通告主管庁が通告書式に示す場合に使用されるべきである。二番目の値は、その他の場合において使用されるべきである。

** 90% ≤ 陸上経路 ≤ 100% ／ 50% ≤ 陸上経路 < 90% ／ 0% ≤ 陸上経路 < 50%

2　その他の場合

ARNS局	システム型式	MS受信基地局の調整距離（km）	MS送信基地局の調整距離（km）
RSBN	AA8	50	125/175*
RLS2（タイプ１）（航空機受信機）	BD	410	432
RLS2（タイプ１）（地上受信機）	BA	50	250/275*
RLS2（タイプ２）（航空機受信機）	BC	150	432
RLS2（タイプ２）（地上受信機）	AA2	50/75*	300/325*
RLS2（タイプ１及びタイプ２）（地上受信機）	AB	125/175*	400/450*
他のタイプのARNS地上局	適用せず	125/175*	400/450*
他のタイプのARNS航空機搭載局	適用せず	410	432

* 50% ≤ 陸上経路 < 100% ／ 0% ≤ 陸上経路 < 50%

改　決議第750（WRC-15、改）　地球探査衛星業務（受動）と関連の能動業務との両立性

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a) EESS（受動）に分配された周波数帯の隣接又は近傍の周波数帯に、FSS（地球から宇宙）、宇宙運用業務（地球から宇宙）、及び衛星間業務などの様々な宇宙業務及び固定業務、移動業務、無線標定業務などの様々な地上業務（以下「能動業務」と総称する。）が、第5.340号の条件の下で、一次的基礎で分配されていること。

b) 能動業務からの不要発射には、EESS（受動）のセンサーに許容できない混信を生じさせる可能性があること。

c) 技術上又は運用上の理由から、付録第３号の一般的な規制では、特定の周波数帯におけるEESS（受動）の保護には不十分となる可能性があること。

d) 多くの場合、EESS（受動）のセンサーで使用される周波数は、自然法則で定まっている周波数の電波発射を生じる自然現象を研究するために選ばれており、混信問題を回避又は軽減するために周波数を変更することは不可能であること。

e) 1400-1427MHzの周波数帯は、土壌の水分、海面塩分濃度及び植生量を計測するためにも用いられること。

f) 23.6-24GHz、31-31.5GHz、50.2-50.4GHz、52.6-54.25GHz及び86-92GHzの各周波数帯におけるEESSの長期的な保護は、気象予測及び災害管理に不可欠であること。また、幾つかの周波数における観測は、それらの周波数が有する個々の観測目的への寄与分を分離回収するため、同時になされなければならないこと。

g) 多くの場合、受動業務の周波数帯の隣接又は近傍の周波数帯は、多様な能動業務のアプリケーションによって使用され、及び使用され続けるであろうこと。

h) 隣接又は近傍の周波数帯で運用されている能動業務と受動業務の共用を達成するため、能動業務と受動業務との間で公平に負担を分担することが必要であること。

以下に留意し、

a) 隣接又は近傍の周波数帯で運用されている能動業務と受動業務の両立性の研究が、ITU-R報告SM.2092に文書化されていること。

b) 1375-1400MHz及び1427-1452MHzの周波数帯におけるIMTシステムと1400-1427MHzにおけるEESS（受動）システムとの両立性の研究が、ITU-R報告RS.2336に文書化されていること。

c) ITU-R報告F.2239は、81-86GHz及び／又は92-94GHzの周波数帯で運用する固定業務と86-92GHzの周波数帯で運用する地球探査衛星業務（受動）との間の種々のシナリオを包含する研究結果を提供していること。

d) ITU-R勧告RS.1029は、衛星リモートセンシング（受動）のための混信基準を定めていること。

以下に更に留意し、

本決議の目的のために、

－ ポイント・ツー・ポイント通信は、例えば無線中継回線のように、特定の固定地点に位置する二つの無線局間の回線によって行われる無線通信と定義されること。

－ ポイント・ツー・マルチポイント通信は、特定の固定地点に位置する単一の無線局（「ハブ局」とも呼ばれる。）と特定の固定地点に位置する幾つかの無線局（「カスタマー局」とも呼ばれる。）との間の回線によって行われる無線通信と定義されること。

以下を認め、

1　ITU-R報告SM.2092にまとめられた研究では、1350-1400MHzの周波数帯及び1427-1452MHzの周波数帯における固定業務でのポイント・ツー・マルチポイント通信の回線は考慮していないこと。